

官 改 3 - 4 0  
令和 5 年 12 月 22 日

一般社団法人 日本経済団体連合会 御中

国税庁 長官官房デジタル化・業務改革室長  
大柳 久幸

### 確定申告における給与情報の自動入力について（協力依頼）

平素から、税務行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 5 年分の所得税の確定申告（令和 6 年 2 月）から、「給与所得の源泉徴収票」の情報がマイナポータルを通じて確定申告書に自動で入力される仕組みが開始します。

先般、御連絡させていただいたとおり、自動入力の対象となる情報は、給与支払者の方から税務署へ e-Tax で提出された「給与所得の源泉徴収票」の情報となりますが、この仕組みを利用するためには、従業員の方など確定申告をする方においても、マイナポータルや e-Tax にて事前設定をしていただく必要があります。

つきましては、本仕組みをより多くの方に御利用いただけるよう、確定申告をする従業員の方に向けて事前設定の方法を周知するためのリーフレットを作成いたしましたので、貴会の会員各位から従業員等の皆様に周知いただきますよう御協力をお願い申し上げます。

連絡先：国税庁長官官房デジタル化・業務改革室  
TEL：03 - 3581 - 4161  
担当：小林・丹沢（内線 3364）